

(別紙)

救急医療機関の告示にかかる事務処理上の留意事項

1 認定の要件

(1) 省令第1条第1項第1号関係

ア 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師とは、救急蘇生法、呼吸循環管理、意識障害の鑑別、緊急手術要否の判断、緊急検査データの評価、救急医薬品の使用等についての相当の知識及び経験を有する医師をいうものであること。

イ 常時診療に従事するとは、医師が病院又は診療所において、常時待機の状態にあることを原則とするが、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることもこれに含まれるものであること。

(2) 省令第1条第1項第2号関係

ア エックス線装置とは、透視及び直接撮影の用に供しうる装置とし、輸血及び輸液のための設備とは、輸血のための血液検査に必要な機械器具を含むものであること。

イ その他前号の医療を行うために必要な施設及び設備とは、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器等であること。

(3) 省令第1条第1項第3号関係

ア 傷病者の搬送に容易な場所に所在するとは、救急車が通行可能な道路に面している等救急車による搬送が容易な場所に所在すること。

イ 傷病者の搬入に適した構造設備とは、病院又は診療所内において傷病者を担架等により容易に運ぶことのできる構造設備を意味するものであること。

(4) 省令第1条第1項第4号関係

ア 専用病床とは、いわゆる救急病室の病床等専ら救急患者のために使用されている病床を意味するものであること。

イ 優先的に使用される病床を有するとは、専用病床は有していないが、救急患者のために一定数の病床が確保されている状態を意味するものであること。

ウ この規定は、通常救急隊により搬入された傷病者を実際に収容しうることを期待する趣旨であるから、たまたま直ちに収容して診療する必要がある他の患者がいるため、救急隊の搬入した傷病者を収容しえない場合があっても、同号の規定に該当するものと考えられること。

なお、このような場合においては、あらかじめ消防機関に傷病者を収容しえない状態にある旨を連絡するなど配慮すること。

(5) 省令第1条本文関係

地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したのとは、当該地域の救急隊による搬送件数、夜間・休日における診療件数の実績、当該地域の救急告示医療機関の状況等を踏まえ、申出があった病院又は診療所について、救急告示医療機関として告示する必要があると判断されたものであること。

2 更新等

(1) 省令第1条第2項関係

救急告示医療機関の認定は3年ごとの更新制となっているため、3年経過後も救急告示医療機関として継続する場合は、救急告示医療機関は期限日前に時間的余裕を持って更新の申出を行うこと。

3 告示の手続き

(1) 省令第2条第2項関係

救急告示医療機関が省令第1条第1項各号に該当しなくなったとき又は同条の申出が撤回されたときは、その旨告示することになるので、保健所は、医療監視等により救急告示医療機関の同条各号の適合状況の把握に努めること。

4 その他

(1) 保健所は、救急告示医療機関としての適格性を有する公的医療機関については、その設置の目的を鑑み、積極的に申出を行うよう指導すること。

(2) 救急告示医療機関と消防機関の連携を確保するため、特に、個々の受入体制に関する情報が、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、消防機関に対し適時、適切に提供されるよう配慮すること。

(3) 様式中の協力医療機関とは、当該救急告示医療機関において対応可能な処置を施した後、転送の必要がある救急患者について、当該救急告示医療機関の紹介により積極的に転送を受け入れ、診療してくれる医療機関を意味するが、記載にあたっては、あらかじめ当該医療機関の了承を得たうえで記入すること。

(4) 救急告示医療機関は、救急告示医療機関であることが容易にわかる表示を心掛けること。